

[事例問題2] (50点)

【問題】

問1 起案

原告訴訟代理人の立場で、別紙2（甲第1号証・商標登録原簿謄本）、別紙3（甲第2号証・商標公報）及び別紙4（報告書（原告担当者の言い分））に基づいて、別紙1（訴状）の空欄1から8に記載すべき文章を起案してください。ただし、空欄4には、条項号番号を答えてください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 訴状は、現在施行されている法令と、現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注2 空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。

注3 この問題の事例は、架空の事案です。

問2 小問

(1) 甲と乙は、甲が保有する意匠権Xを代金1000万円で乙が買い受けることを内容とする売買契約を締結した。以下の各設問に答えてください。アからウの事案はそれぞれ独立したものとします。

ア 甲は、乙が期限までに代金を支払わなかったので、売買契約を解除したいと考えている。甲は、売買契約を解除するためには、どのようにすればよいか、根拠条文とともに解答してください。

イ 売買契約締結後に、乙が甲に対し、会社の経営状態が思わしくなく資金繰りに窮しているため、代金1000万円全額の支払を拒絶するとの書簡を送付した。代金の支払期限前だが、甲は売買契約を解除したいと考えている。甲は、売買契約を解除するためには、どのようにすればよいか、根拠条文とともに解答してください。

ウ 甲乙間の売買契約では、令和3年9月1日までに意匠権Xについて甲から乙への移転登録が行われること、同年10月1日までに代金1000万円の支払が行われること、が定められていた。売買契約締結後、令和3年9月1日に、意匠権Xについて甲から乙への移転登録が行われた。以上を前提に、①と②の各設問に答えてください。

① 乙は甲に対し、同年10月1日までに代金1000万円のうち500万円しか支払うことができなかったため、甲は適法に甲乙間の売買契約を解除して、

移転登録を抹消し、意匠権Xを甲に返還するよう請求した。乙は、既に支払った代金500万円の返還と引き換えでなければ応じないと主張することができるのか、根拠条文とともに解答してください。

- ② 同年9月15日、乙は、丙に対し、意匠権Xを代金1200万円で譲渡する売買契約を締結し、移転登録を行った。しかし、乙は、甲に対し、10月1日までに代金1000万円を支払わなかったため、甲は適法に甲乙間の売買契約を解除した。甲は、丙に対し、意匠権Xを返還するよう請求することができるのか、根拠条文とともに解答してください。

- (2) 以下は商標権の侵害行為の差止めを求める仮処分の手続についての説明文です。空欄 から に入る適切な語句を解答してください。ただし、空欄 及び については、選択肢 (a) 及び (b) のうち、正しい選択肢を解答してください。また、同じ記号の空欄には同じ語句が入ります。

侵害者による商標権侵害行為（以下「侵害行為」という。）を中止させるために、商標権者は、本案訴訟として商標権侵害訴訟を提起し、侵害行為の差止めを請求することができる。

しかし、本案訴訟の判決の確定を待っていれば侵害行為による損害が拡大していくため、より早期に侵害行為を中止させるべく、本案訴訟で実現する差止めという結果を暫定的に早期に実現させる手続である、侵害行為の差止めを求める仮処分命令の申立てを行うことも考えられる。本案訴訟を提起していない段階で侵害行為の差止めを求める仮処分命令の申立てを行うことは、 (a) 許されない
 (b) 許される。

仮処分命令の申立ての手続等は、主に民事保全法において規定され、民事訴訟法の規定が準用される。民事保全法に基づく手続は、仮差押と仮処分に大別され、仮処分はさらに2種類に分けられるが、上記のような侵害行為の差止めを求める仮処分は 仮処分に該当する。

仮処分命令の申立ては、申立書を裁判所に提出することによって行う。仮処分命令の申立書では、被保全権利の存在と を主張する必要がある。被保全権利の存在として、具体的に差止請求権の存在を主張する。これは本案訴訟と同様である。他方、 の主張は民事保全法に基づく手続に特有のものである。

侵害行為の差止めを求める仮処分の審理は、 (a) 手続の迅速性を考慮し債権者の審尋のみで行うのが原則である (b) 債務者への影響を考慮し、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則である。

立証の程度に関しては、本案訴訟においては証明が必要であるのに対し、仮処分の手続においては「オ」で足りる。しかし、侵害行為の差止めを求める仮処分は、本案訴訟とほぼ同様の結果を実現するものであり債務者に与える影響が大きいため、かかる手続における立証としては、高度の「オ」が必要とされる。

手続の取下げに関して、仮処分の手続では、相手方の同意なく申立ての取下げが可能とされている。これに対し、本案訴訟では、訴えを取り下げるためには原則として相手方の同意が必要である（民事訴訟法「カ」条「キ」項）。

裁判所の判断は、仮処分の手続においては判決ではなく決定をもってなされる。債権者の申立てを認める認容決定がなされる場合、債権者は、通常、かかる認容決定により債務者が被る可能性のある損害額を基準に定められる「ク」を立てることが要求される。

訴 状

令和3年10月17日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎 ⑩

同 弁理士 甲 田 花 子 ⑩

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

原 告 甲川株式会社

上記代表者代表取締役 甲 川 太 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

甲野法律事務所 (送達場所)

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

甲田特許事務所

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁理士 甲 田 花 子

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

被 告 乙山株式会社

上記代表者代表取締役 乙 山 次 郎

商標権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金〇〇〇〇〇円

貼用印紙額 金〇〇〇〇〇円

請 求 の 趣 旨

- 1

空欄 1

- 2 被告は、前項の商品から別紙被告標章目録記載 1 の標章を抹消せよ。
- 3

空欄 2

- 4 被告は、別紙被告標章目録記載 1 の標章を、別紙被告ウェブページ目録記載のウェブページから削除せよ。
- 5 被告は、別紙被告ウェブページ目録記載のウェブページを表示するための電子ファイルの <title> 又は <meta name="description" content=> 欄において、別紙被告標章目録記載 2 又は 3 の標章を記載してはならない。
- 6 被告は、別紙被告ウェブページ目録記載のウェブページを表示するための電子ファイルの <title> 及び <meta name="description" content=> から、別紙被告標章目録記載 2 及び 3 の標章を削除せよ。
- 7

空欄 3

- 8 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第 1 当事者

- 1 原告は、アクセサリー等の製造販売等を業とする株式会社である。
- 2 被告は、アクセサリーや健康食品等の販売等を業とする株式会社である。

第2 原告の商標権

原告は、以下の商標権（以下、「原告商標権」といい、その登録商標を「原告商標」という。）を有する（甲1（商標登録原簿謄本）、甲2（商標公報））。

登録番号 第1234567号
出願日 平成9年1月20日
登録日 平成10年5月15日
更新登録日 平成30年2月6日
指定商品 第14類 身飾品
登録商標 別紙原告商標目録記載のとおり

第3 被告の行為

1 被告標章1を付した被告商品の販売

被告は、令和2年4月1日以降現在に至るまで、インターネットショッピングサイト「△△市場」内の別紙被告ウェブページ目録記載のウェブページ（以下、「被告ウェブページ」という。）において、別紙被告標章目録1記載の標章（以下、「被告標章1」という。）が記載された商品タグを、別紙被告商品目録記載の商品（以下、「被告商品」という。）に付し、販売している。

2 被告標章1を付した被告商品に関する情報の提供

また、被告は、被告商品を販売する被告ウェブページにおいて、トップページ及び各被告商品画像下部に被告標章1をブランド名として表示している。

上記のインターネット上のウェブページの表示は商品の広告等を内容とする情報に該当するから、被告は、被告商品に関する広告を内容とする情報に被告標章1を付して電磁的方法により提供している。

3 被告標章2及び3のメタタグでの使用

(1) メタタグでの使用

被告は、被告ウェブページを表示するための電子ファイル中のタイトルタグ(<title>)において「LOUISE 最新アイテム」、「ルイーズ 特価セー

ル」などと記載して、被告標章2及び3を使用している。また、同ファイル中のメタディスクリプションタグ (<meta name="description" content=>) において、「LOUISE の大人気ピアス」、「ルイーズ の新作ブレスレット」などと記載して、被告標章2及び3を使用している。

被告が、タイトルタグ及びメタディスクリプションタグに上記のような記載をすることにより、G社やY社等の検索サイトの検索結果等に被告ウェブページのタイトルとして「LOUISE 最新アイテム」、「ルイーズ 特価セール」等と表示させるとともに、その内容の簡単な説明として「LOUISE の大人気ピアス」、「ルイーズ の新作ブレスレット」等が表示される。

(2) 商標法 該当性

上記(1)に記載したメタタグでの被告標章2及び3の使用は、以下のとおり商標法 に定める商標の使用に該当する。

空欄5

第4 商標権侵害

1 原告商標権の指定商品と被告商品の同一性

ピアス、ブレスレット、ネックレス及びペンダントという被告商品はいずれも原告商標権の指定商品「身飾品」に該当し、同一である。

2 原告商標と被告標章との類似性

(1) 被告標章1

ア 商標の類否判断に関する基準

小僧寿し事件の最高裁判決は、商標の類否判断の基準について、「商標の類否は、同一又は類似の商品に使用された商標が外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべきであり、かつ、その商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断すべきものである。」としている。

イ 結合商標の一部抽出に関する基準

空欄6

ウ 被告標章1から「L o u i s e」の部分分離できること

空欄7

上記のような被告標章1の外観の構成及び原告商標が周知であるという事情に鑑みれば、被告標章1から「L o u i s e」の部分分離して観察することが可能である。

エ 原告商標と被告標章1の対比

原告商標と被告標章1を対比すると、原告商標の外観は全てゴシック体の大文字で構成される一方、被告標章1の「L o u i s e」の部分の外観は、筆記体で、「L」が大文字、それ以降が小文字で構成されているという違いがあるものの、いずれも「L O U I S E」で共通しており、両者の外観は類似する。

また、被告標章1からは「L o u i s e」の部分を分離することが可能であり、「ルイーズ」の称呼も生じることから、両者の称呼は同一である。

そして、原告商標からも、被告標章1の「L o u i s e」の部分からも、需要者に周知な「L O U I S E」ブランドの観念が想起され、観念も同一である。

また、原告商標の指定商品である身飾品の分野においては、ブランド名に若干の言葉を加えた名称をサブブランドの標章として使用する例も多く、実際、被告商品の需要者の中には、被告商品を「L O U I S E」ブランドのサブブランドと誤認している者もいる。このような取引の実情を考慮すれば、一層、原告商標と被告標章1は、需要者に誤認混同が生じやすいと言える。

したがって、原告商標と被告標章1は相互に類似する。

(2) 被告標章2

被告標章2は、原告商標とフォントが異なる部分があるが、それ以外は同一であり、相互に類似する。

(3) 被告標章3

原告商標と被告標章3を対比すると、原告商標からは「ルイーズ」の称呼も生じ、両者の称呼は同一である。また、原告商標からも被告標章3からも需要者に周知な「L O U I S E」ブランドの観念が想起され、観念も同一である。

両者の外観を対比すると、確かに、原告商標は全てアルファベットであり、被告標章3は全てカタカナであるから、両者の外観は異なる。しかし、アクセサリー分野において、アルファベットの標章とその称呼をカタカナで表記した

標章は、いずれも同一の事業者によって一般的に使用されており、両標章の外観がアルファベットの標章とその称呼をカタカナで表記した標章という程度の範囲で違っていたとしても、なお、需要者に誤認混同が生じるおそれは否定されない。

両者の外観は異なるものの、称呼及び観念が同一であること並びに取引の実情を考慮すれば、原告商標と被告標章3は、相互に類似する。

3 小括

(略)

したがって、被告の各行為は、いずれも、原告商標権の侵害とみなされる（商標法37条1号）。

よって、原告は、被告に対し、被告標章の使用を差し止める権利（同法36条1項）及び被告標章の抹消を求める権利（同法36条2項）を有する。

第5 損害賠償請求権

- 1 原告は、被告の本件商標権侵害行為により損害を被った。
- 2 商標法38条2項による損害賠償額の推定

空欄8

- 3 原告は、本訴の遂行を弁護士及び弁理士に委任した。このうち、本件商標権侵害行為と相当因果関係のある弁護士及び弁理士費用は、上記2の額の1割を下らない。
- 4 したがって、原告は、被告に対し、上記の合計額の損害について、不法行為に基づく損害賠償請求権を有する。

第6 結語

(略)

証 拠 方 法

証拠説明書（1）記載のとおり。

附 属 書 類

(略)

(別紙)

被告標章目録

1 *Louise Naomi*

2 LOUISE

3 ルイーズ

(別紙)

被告商品目録

- 1 ピアス
- 2 ブレスレット
- 3 ネックレス
- 4 ペンダント

(別紙)

被告ウェブページ目録

「<https://www.> (以下略)」のURLにより特定されるインターネットのドメイン名下において存在する全てのウェブページ

(別紙)

原告商標目録

LOUISE

(別紙2)
甲第1号証

商		商標登録第1234567号				
第 一 表 示 部						
表示番号 (付記)		登 録 事 項				
1 番	出願年月日	平成 9年 1月20日		出願番号	09-000000	
	査定年月日	平成10年 3月10日		区分の数	1	
	商品及び役務の区分	第14類				
	指定商品	身飾品				
					登録年月日	平成10年 5月15日
2 番	【存続期間の更新登録】					
	申請年月日	平成20年 3月26日		登録年月日	平成20年 4月23日	
3 番	【存続期間の更新登録】					
	申請年月日	平成30年 1月26日		登録年月日	平成30年 2月 6日	
登 録 料 記 録 部						
登録料						
10年分		金額	〇〇円	納付日	平成10年 4月14日	
10年分		金額	〇〇円	納付日	平成20年 3月26日	
		10年分	金額	〇〇円	納付日	平成30年 1月26日
甲 区						
順位番号 (付記)		登 録 事 項				
1 番	東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号		甲川株式会社			
			登録年月日	平成10年 5月15日		
		(以下余白)				

令和 3年10月 1日

- 1 -

(190) 日本国特許庁 (JP)

商 標 公 報

(511) 第14類

(略)

(111) 商 標 登 録	第 1234567 号	(450) 発 行 日	平成10年(1998)7月15日
(151) 登 録 日	平成10年(1998)5月15日	(210) 出 願 番 号	商願平9-000000
(540)		(220) 出 願 日	平成9年1月20日
	LOUISE	(732) 商 標 権 者	甲川株式会社 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
(500) 商品及び役務の区分の数	1	(740) 代 理 人	弁理士 甲田 花子 他1名
(511) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務	14 身飾品		

(略)

報告書（原告担当者の言い分）

1 当社の沿革等

私は、甲川株式会社の総務部長です。当社の商標管理等を担当しています。

当社は、平成2年4月に、当社代表者の甲川太郎がアクセサリーの製造販売等を目的に設立した会社で、令和3年で創業32年目になります。当社は非上場ですが、従業員は500人を超え、年商は100億円程度あります。

さて、当社は、設立当初から現在まで、「LOUISE」（ルイーズ）というブランド名を使用して、アクセサリーを製造販売しています。

「LOUISE」というのは、代表者の甲川のデザインの先生に当たるフランス人女性の名前から付けたと聞いています。

当社は、設立から数年は、知る人ぞ知るというコアなファンに支えられたブランドでしたが、平成8年頃に、有名な女優の方に愛好頂いていることが報道されてから人気に火が付き、平成9年4月には東京都中央区銀座の〇〇百貨店に出店しました。

当社は、順調に店舗を拡大し、令和2年4月1日時点で、東京、大阪、名古屋等全国主要都市の百貨店30店舗に出店しています。

この間、当社の取扱商品はアクセサリーにとどまらず、バッグ、時計、ファッション雑貨等に拡大していますが、「LOUISE」ブランドのアクセサリーの売り上げは令和2年3月31日までの1年間で年間25億円に上り、当社の主力商品の一つとなっています。

もちろん、令和2年4月1日より前にも、その後現在までも多数のファッション雑誌に記事や広告が掲載されています。

「LOUISE」ブランドの主要な顧客は20歳代後半から40歳代にかけての女性で、上質な国産ブランドとして認知されていると思います。「LOUISE」ブランドのアクセサリーは、安い物は2、3万円くらいから高い物になると30万円から40万円くらいのもものもあります。5万円から10万円くらいが中心的な価格帯になっています。

上記の年代の女性にとっては、「LOUISE」というアクセサリーブランドは大変よく知られていると思います。

2 当社の商標権

当社は、設立からしばらくの間、商標出願等を全く行っていませんでしたが、平成9年1月に、LOUISEという商標登録出願をし、平成10年5月に商標登録されました。詳しくは、商標登録原簿の謄本（別紙2）と商標公報（別紙3）をご覧ください。

3 乙山株式会社による販売行為

令和2年の年末頃、お客様から、当社に対して、「△△市場」で購入したピアスがすぐに壊れたので修理して欲しいという問い合わせがありました。

当社は、高級なブランドイメージを重視しており、百貨店店舗での対面販売を主として営業しています。平成30年から細々と、自社のオンラインショッピングサイトを稼働させていましたが、「△△市場」に出店したことはありません。

調査したところによれば、当該お客様が購入されたのは乙山株式会社が「△△市場」内で運営しているインターネット上のショッピングサイトでした。同サイトのURLは、<https://www.>（以下略）です。

乙山株式会社は、海外から様々な商品を仕入れて販売している会社で、アクセサリ以外にも健康食品やスマートフォン用のケースを販売するウェブページも別途運営しているようです。

乙山株式会社の<https://www.>（以下略）のウェブページには、トップページには筆記体で「*Louise Naomi*」と大きく記載されており、各商品写真の下部には「*Louise Naomi*」というブランド名が付されています。取扱商品は、ピアス、ブレスレット、ネックレス及びペンダントです。

商品の価格は1万円から数万円の間で、平均すると2～3万円程度です。ウェブページの口コミの時期を見ると、どうやら令和2年4月1日から当該ウェブページの運営が開始されたようでした。当社の方でピアス、ブレスレット、ネックレス及びペンダントをそれぞれ1つずつ購入してみたところ、全ての商品に「*Louise Naomi*」と記載されたタグが付いていました。

アクセサリブランドの中には、本体のブランド名に何らかの言葉を加えたブランド名でサブブランドを展開するところも少なくないですが、乙山株式会社の上記ウェブページの口コミを見ると、「*Louise Naomi*」を当社のサブブランドと勘違いしているような記載も散見されました。

なお、乙山株式会社のウェブページには、「*L o u i s e*」と「*N a o m i*」という2名の人物が共同して立ち上げたブランドであるという紹介文が書かれていますが、これが本当の話なのか、そのような設定にしているだけなのかは分かりません。

4 乙山株式会社の検索サイト対策

インターネットのG社やY社といった検索サイトで当社のブランド名「*L O U I S E*」や、カタカナ読みの「ルイーズ」で検索すると、検索結果には、当社のオンラインショッピングサイトのすぐ下に乙山株式会社の上記ウェブページが表示されました。乙山株式会社が悪質であると感じるのは、検索結果に「*L o u i s e N a o m i*」と表示されるのではなく、「*L O U I S E*」や「ル

ーズ」と表示されている点です。具体的には、検索サイトの検索結果のページには、ウェブページのタイトル部分（リンクが張られており、クリックする部分）に「LOUISE 最新アイテム」や「ルイーズ 特価セール」などと表示され、その下の各ウェブページの説明部分に「LOUISE の大人気ピアス」、「ルイーズ の新作プレスレット」などといった表示がされています。この表示につられてタイトルをクリックすると、「△△市場」内の乙山株式会社のウェブページが開かれます。

当社のシステム担当者に聞いたところによれば、メタタグと言われるものに、タイトルタグやメタディスクリプションタグがあり、ウェブページの電子ファイルの中でタイトルタグ（<title>）というものをを用いて記載した内容が、上記のような検索サイトの検索結果のタイトル部分（リンクが張られており、クリックする部分）に表示され、また、メタディスクリプションタグ（<meta name="description" content=>）というものをを用いて記載した内容が、タイトルの下の説明部分に表示され、検索したユーザーが視認できる状態になるとのことでした。

5 当社からの問い合わせと乙山株式会社の回答

当社は、令和3年1月に、乙山株式会社に対して、同社のウェブページの問い合わせ欄から、商品タグに「*Louise Naemi*」という表示を使用し、そのようなタグを付けて商品を販売すること、ウェブページに「*Louise Naemi*」という表示を使用すること、検索サイトの検索結果のページに、「LOUISE」や「ルイーズ」と表示させることはいずれも当社の商標権を侵害しているのではないか、というメールを送りました。これに対し、乙山株式会社からは、ウェブページに表示している「*Louise Naemi*」は「ルイーズナオミ」という表示であるから、当社の「LOUISE」とは類似しないという回答が来ました。また、検索サイトの検索結果において、「LOUISE」や「ルイーズ」という表示をしているのはG社やY社といった検索サービスの提供会社であって、乙山株式会社は当該表示を使用していないという回答が来ました。

しかし、当社としては、このような乙山株式会社の回答には納得できません。

6 提訴に向けて

乙山株式会社は、現在もウェブページで同じ表示を行い、販売している商品には同じタグを使用しています。

当社としては、乙山株式会社を商標権侵害で提訴し、同社が、商品に「*Louise Naemi*」という表示のついたタグを付けるのもやめさせ、また、このようなタグを付けた商品の販売もやめさせたいと思っています。また、ウェブページで行っている「*Louise Naemi*」という表示の使用をやめさせたいと思っています。そして、検索

サイトの検索結果に「LOUISE」や「ルイーズ」と表示させることもやめさせたいと思っています。

ところで、乙山株式会社は、令和2年4月1日から現在までの間に、上記のウェブページで少なくとも3000万円ほどピアス、ブレスレット、ネックレス及びペンダントを販売していると推測されます。

乙山株式会社は海外から上記アクセサリーを仕入れているようですが、仕入原価は通関費用や送料等を考慮しても販売額の50%程度と思われます。また、△△市場に支払う手数料やクレジットカード等の決済手数料が販売額の10%程度かかると考えられます。これ以外に、固定費として事務所の賃料や人件費が年間600万円ほどかかると考えられますが、相当額の利益を上げていることは間違いなく、と思います。

同社が当社の商標権を侵害して得た利益を残しておくのは腹立たしく、限界利益分の損害賠償も請求したいと、思います。なお、弁護士費用と弁理士費用も可能な範囲で同社に請求したいと、思います。

以上